

埋蔵文化財の届出(93条)記載上の注意

工事種別	年	月	日
	年	月	日
住所	印		
氏名	印		

埋蔵文化財発掘の届出について

埋蔵文化財発掘地において土木工事等のための発掘を実施したので、文化財保護法(昭和25年法律第14号)第93条第1項の規定により、関係書類を添付し、別記のとおり届出します。

無記入可
工事着手日より60日以前の日付で
(例)令和元年5月8日

届出者=工事主体者(別記の工事主体者と同一)
(土地所有者や工事請負人ではありません)

埋蔵文化財発掘の届出(93条)記載上の注意

別記	
第93条 第1項	別記
届出番号	年月日
1.所在地	工事を予定している土地の所在及び番地を記入(登記簿の地番)
2.面積	工事を予定している土地の面積
3.土地所有者	氏名: 住所:
4.遺跡の種類	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> 記載する必要はありません。 (関市文化財保護センターが記入します) </div>
5.工事の目的	道路 鉄道 空港 河川 ダム 学校 住宅 工場 その他の建築物() 宅地造成 土地区画整理 公園造成 ガス 電気 水道 廃棄物処理 土砂採取 観光開発 遺跡調査 その他開発()
6.工事主体者	氏名: 届出者と同じ 住所:
7.施行責任者	氏名: 工事の施工担当責任者の氏名および住所連絡先を記入 住所: (※未定の場合はその旨記入)
8.着手時期	年月日 終了時期 年月日
9.備考事項	
10.掲載事項	発掘調査 工事
起 点	決 算 送 引 能

(注意事項) ① 土壌内は届出・通知書が記入。
 ② 遺跡の種類・現状・時代及び掲載事項欄は該当項目を二で囲み、該当項目のない場合は()内に記入。
 (参考書類) ① 土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図
 ② 当該土木工事等の概要を示す書類及び図面
 ③ 公図

(記入例):
 「木造2階建て専用住宅の建設・基礎(ベタ基礎、改良杭)」「鉄筋コンクリート3階建地下1階」「基礎の深さ50cm」「浸透枡2基」「50cmの盛土」「一部切土あり」「地盤改良50cm」等

未定の場合は、記入せずに文化財保護センターにご相談下さい。

届出は着手の60日前までに届出しなければならないものです。期間が取れない場合は、記入せずに文化財保護センターにご相談下さい。

埋蔵文化財発掘の届出(93条)記載上の注意

添付書類

①土木工事をしようとする土地及びその付近の地図

- ・位置図(1:2,500程度)の対象地を明示
- ・現況図(1:300~500程度)

②当該土木工事等の概要を示す書類及び図面

- ・基礎、擁壁、埋設配管、浄化槽、調整池等の配置図及び矩形図等。
- ・現況GL、設計GL、地盤改良(柱状・表層)、改良杭の有無等、掘削深度がわかる断面図等。

※図面はA4・A3版を基本にして下さい。縮尺は必ず入れて下さい(縮尺は1:200、1:250等と切りの良い数字)。

※縮尺がうまく合わない場合は原図の写しを、綴じる余白を含み、A4サイズに収まるように折って綴じて下さい。

※工事図面(断面図)は遺跡の取扱いを決める上で重要な資料となります。必ず添付して下さい。

③公図

- ・公図の写し

提出部数

2部(添付書類を含む)

提出期限

文化財保護法第93条第1項により、遺跡の範囲内(埋蔵文化財包蔵地)を発掘(土木工事等)しようとする日の**60日前**までに届出しなければならないと定められています。

【問い合わせ・提出先】

関市協働推進部文化課 文化財保護センター
〒501-2695
関市武芸川町八幡1446番地1(武芸川事務所内)
TEL 0575-45-0500
FAX 0575-46-1221